

## 高浜発電所3号機で発生した可動小型中性子束検出器の所在不明について

このことについて、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という）から下記のとおり連絡を受けた。

今回の報告内容については、関西電力の報告を受けた文部科学省から、本日、原子力安全委員会に報告されている。

県としては、これまでの調査で、所在不明となった当該検出器の発見に至らなかったことは遺憾である。今後、関西電力として取りまとめた物品管理に係る再発防止対策を着実に実施するとともに、今回の事例を教訓として、発電所業務全般にわたって安全管理を再徹底するよう、本日、関西電力に対して改めて要請した。

### 記

#### [これまで発表済みの内容

(平成17年6月24日、7月7日、14日、15日、8月11日 記者発表)]

#### 1. 事象

高浜発電所3号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力87.0万kW）は、第16回定期検査中の6月24日、燃料以外の核燃料物質実在庫確認（年1回）を実施したところ、3号機用可動小型中性子束検出器（M/D）\*1個が、管理区域内の3号機M/D保管庫（鍵付ロッカー）に保管されていないことが判明した。

このため、原子炉格納容器内を含む管理区域内全域、および平成17年4月以降に発生した放射性廃棄物を対象に所在の調査を行ったが、当該検出器は発見されなかった。引き続き、平成16年7月6日に行った実在庫確認の際には当該検出器の所在は確認されていることから、平成16年7月から平成17年3月までに発生した不燃性廃棄物について、ドラム缶を開梱して調査を行うこととした。

高浜発電所3号機については、運転中に立ち入りが出来ない範囲の調査を終了した後、7月17日に調整運転を開始し、8月11日より営業運転を再開している。

\* 可動小型中性子束検出器（M/D）

原子炉容器下部から案内管を通して炉内に挿入し、炉内の中性子束分布を測定するための検出器。長さ約50mm、直径約5mmの検出部の内面に、ウラン化合物（総ウラン量1.70mg）が塗布されている。

## 2. 原因

今回の所在不明に関して、関係者へ聞き取り等の調査を行った結果、当該検出器は、購入時不良品であることが判明したため、使用せず、保管することとしたが、その後の管理にあたって、検出器が核燃料物質であるとの認識が関係社員に不足していたことや、担当業務引き継ぎ時の連携、検出器に関する使用や管理等の業務の連携が不十分であったことなど、物品の管理に対して品質保証上の問題があった。

## 3. 再発防止対策

再発防止対策として、不良品が納入された場合の対応を所則で明確にするとともに、関係職員に対し、法令に基づく管理の重要性を定期的に教育する、核燃料物質については担当課が一元的に管理することなど、業務の役割を明確にした。また、今回の事象を踏まえて、法令で管理が義務づけられている物品に関して全発電所で調査を行い、適切な管理がなされるよう必要な改善を行った。

## 4. 周辺環境への影響

当該検出器にはウラン化合物が微量塗布されているが、これによる周辺環境や人体への放射線による影響はない。

### [今回追加した内容]

## 5. 不燃性廃棄物の調査結果

平成16年7月から平成17年3月までに発生した不燃性廃棄物（200 $\frac{1}{2}$ ドラム缶805缶）について調査を行った結果、当該検出器の発見には至らなかった。

## 6. 今後の対応

調査結果を踏まえ、これまでのような特別体制での当該検出器の所在調査は終了する。

今後、所員や協力会社員においては、引き続き当該検出器の発見に努める観点から、当該検出器が発見されていないことを留意した上で、不燃性廃棄物の処理作業をはじめとした日常業務の作業を行うこととしている。

問い合わせ先（担当：藤内） 内線2353・直通0776(20)0314
--